

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 24 日現在

機関番号：53401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25500013

研究課題名(和文) 死亡胎児の処分のあり方に関する国際比較研究

研究課題名(英文) International Comparison of the Handling of Dead Fetuses

研究代表者

森 芳周 (Mori, Yoshichika)

福井工業高等専門学校・一般科目(人文系)・准教授

研究者番号：70367928

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：死亡胎児とは、流産・死産・中絶により妊娠中に亡くなった胎児のことである。胎児の組織や臓器は再生医療で有用とされており、医学研究においても通常利用されるものであるが、死亡胎児がどのように処分あるいは埋葬されるべきか、そして倫理的に適切な取り扱いとは何かが議論されてこなかった。今回の研究の結果判明したことは、ドイツやオーストリアなどでは、流産や死産を経験した親たちの運動により、1990年代から民法又は埋葬法の改正がおこなわれ、死亡した胎児の地位が明確になり、埋葬義務・埋葬権が明文化されたことである。

研究成果の概要(英文)：Fetal tissues and organs are useful for regenerative medicine or other medical research. Though fetal tissues and organs are usually used in medical research, it is not clear how dead fetuses are disposed or buried and what is the ethically proper procedure to handle them. As a result of this research, it is found out that legal regulations concerning the treatment of dead fetuses have been reformed since the late 1990s in Germany and Austria. According to the German Civil Status Act, parents of a stillborn child, that is, a dead fetus weighing more than 500 g, may register the child's name in birth records. As for burial, it is governed by the law of each state. Most states of Germany and Austria require parents to bury a fetus when it exceeds a certain weight, and permit burial of a fetus upon parents' request if the weight is below threshold. These regulations were induced as a result of petitions from parents who had experienced a miscarriage or a stillbirth.

研究分野：生命倫理

キーワード：死亡胎児 埋葬法 死産 流産 中絶 水子供養

1. 研究開始当初の背景

(1) 人工妊娠中絶の倫理的問題については、すでに多くの研究がなされている。しかし、死亡胎児の処分のあり方の倫理面からの研究は、欧州諸国では 90 年代から行われ始めたが、国内では最近になって申請者らが開拓し始めた。再生医療の領域で胎児組織の有用性が注目され利用が広まる中、死亡胎児の処分に關する法的、倫理的検討は急務である。本研究は、このような背景をもとになされている。以下、(2)では国内における研究の動向、(3)では海外の動向及び研究の動機について述べる。

(2) 1980 年代頃から、人工妊娠中絶（以下、中絶）による胎児を用いて、その臓器や組織を患者に移植する方法が移植医療や再生医療の分野で行われるようになり、それに付随して各国で倫理的な議論が起こった。これに関連し、申請者は、本研究の連携研究者を研究代表者とする厚生労働科研による研究に、研究協力者として参加した。この中で欧米諸国の多くが 1990 年代までに胎児組織の利用に關する法令や、国又は医師会による指針を整備していったことが判明した。日本では胎児組織の利用に關して、一時期、厚生労働省が指針の策定を進めたが、国による包括的な指針は未だ存在しない。また、この分野の倫理面からの研究も国内では少ない。

(3) 本研究の代表者（森）は、胎児組織の研究利用と妊娠中絶との倫理的なかわりについて、平成 19 年度から科学研究費補助金（若手研究（B）「胚・胎児に關する倫理的議論の再構築 人格か否かという議論を超えて」）により研究を実施した。その過程で本研究の着想を得た。中絶の倫理的問題の研究は国内外で多く行われ、中絶の法的規制に關しても Albin Eser と Hans-Georg Koch による網羅的な国際比較研究がある。ところが、中絶の倫理的問題や法的規制に關する研究の豊富さに比べて、死亡胎児（中絶胎児、死産児又は流産児）の処分のあり方に關する倫理的、法的問題の研究は 水子供養や、ペリネイタルロス・ケア（中絶・死産後のケア）といった観点からの研究を除いて 不思議なほど行われていない。研究に用いられる死亡胎児は、各国の法令や指針で「生まれざる者の尊厳への配慮」「礼意の表示」等が定められていることが判明したが、その何倍にも上るであろう、研究に用いられない死亡胎児がいったいどのように扱われているのかが不明である。この点を明らかにせず、日本で死亡胎児から採取された細胞、組織の研究利用の倫理的是非を議論するならば、それは皮相的なものにならざるをえない。以上のことから、次の 3 点の研究が必要であるという考えに至った。1. 各国が死亡胎児の処分や埋葬に關して、どのような法令や指針を定めているかを調査し、2. 日本の法令と比較し、さ

らに歴史的文化的な経緯を考慮した上で、3. 研究利用に先立って、死亡胎児の倫理的に適切な処分のあり方を検討する。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、死亡胎児の処分に關する法令及び指針の国際的な比較研究を行うことである。具体的には、ドイツ、スイス、オーストリアなどのドイツ語圏の国々を扱う。これらの国は、中絶を容認し、胎児組織の研究利用を法令又は指針で定めている。そして、研究に用いられない胎児の処分がどのように定められているかを明らかにする。また、この調査に当たっては、詳細な処分方法や、女性又は夫婦による処分方法の意思表示の可否、処分に關する同意取得の方法、さらに、日本との比較を考える上で、妊娠初期の死亡胎児の処分方法も明らかにしなければならないと考えている。

(2) 日本については、中絶胎児を一般廃棄物として廃棄していた事件を機に行われた、厚生労働省と環境省による条例の調査によって、処分の規定がある程度明らかになっている。ただし、廃棄物処理法や条例で定められた処分方法が、国際的な見地から、倫理的に妥当かどうかの検討が必要である。また、12 週（4 か月）以上の死亡胎児を火葬・埋葬とする規定は 1948 年の墓地埋葬法によるが、この規定は 1884 年（墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準）から引き継がれ、基本的には 130 年ほど変更されていない。「12 週以上 / 未滿」で生じる処分方法の差の妥当性も、各国との比較を通じて検討する。

(3) なお、死亡胎児の処分に關しては、最近になって指針や法令を設けた国と、日本のように長く手つかずの国があると考えられる。女性又は夫婦の希望により火葬・埋葬を認めるといった流れがある。この背景には、死産や流産を経験した親・家族へのケアという観点がある。そして、本研究によって、各国の動向を詳らかにすることで、日本における死亡胎児（特に 12 週未滿）の処分のあり方を改める際の具体的な方向性を指し示すことができると考えている。

3. 研究の方法

(1) 死亡胎児の処分のあり方について、ドイツ、スイス、オーストリアなど当該国又は自治体の管轄官庁への聞き取り、法令集などの調査によって、以下の項目を明らかにする。

1. 週数又は重さの差異によって、処分方法がどのように異なるのか。（法令・関連文献等の調査）
2. 火葬・埋葬が義務化されていない週数又は重さの胎児は、実際にどのような法令等に基づいて処分されているのか（例えば日本

の場合は、廃棄物処理法)。

3. 仮に、法令・指針等で、女性又は夫婦の意思で火葬・埋葬する選択肢が定められている場合には、中絶胎児、流産児又は死産児の母又は両親すべてにその選択肢が提示されるのか、それとも、火葬・埋葬を特別に要望した場合にのみ、意思に沿った処分がなされるのか。
4. 埋葬・火葬が義務化されていない週数又は重さの死亡胎児の処分について、特別な配慮等が法令等で定められている場合には、制定の経緯を明らかにする。

(2) 海外との比較をするために、日本における死亡胎児の処分に関する法令・条例なども調査を行う。特に、12週(4箇月)以上の死亡胎児の火葬・埋葬を定めた墓地埋葬法(1948年)は、墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準(1884年)の第11条に由来する(1946年の「死産の届出に関する規程」も、明治期の同様の規程に由来する)。この規定が現在まで引き継がれているため、これが日本における死亡胎児の処分のあり方の起源ともいえ、これらの規定が設けられた経緯を解明する。また、日本において12週以上の死亡胎児の火葬・埋葬が義務化された明治期に、死亡胎児の処分がどのように行われていたか、また、水子供養といった胎児の葬法の歴史的、文化的な面からの調査も行う。

(3) 上記の他に、近年研究が始まったペリネイタルロス・ケア(中絶、流産、死産、新生児死後の女性又は夫婦のケア)の議論の調査をする。また、研究成果をもとに福井高専での高専カフェや学会等を利用して、市民との対話を行い、この問題に関する反応や意見を聞く機会を設ける。

4. 研究成果

(1) 研究成果について、ドイツ及びオーストリアに関しては、詳細な情報を得ることができた。研究の出発点は、胎児組織の研究利用の倫理的問題であり、利用される死亡胎児の適切な取り扱いを検討するものであった。しかし、ドイツの動向を調査する中で、ドイツでは死亡胎児の取り扱いは、流産・死産を経験した親による運動によって法令が整備されてきたことがわかった。そして、死亡胎児について、埋葬法の整備だけではなく、身分登録(戸籍)上の取り扱いの変更も求められていた。以下の項目では、(2)でドイツにおける身分登録法の改正の経過、(3)でドイツ各州の埋葬法における死亡胎児の取り扱い、(4)でオーストリアの各州の埋葬法における死亡胎児の取り扱いを記述する。最後に(5)で残された問題、今後の研究の展開について述べておく。なお、(2)及び(3)は、後述の雑誌論文(2)の抜粋・要約、(4)の詳細な内容は、雑誌論文(3)の抜粋・要約である。

(2) ドイツでは、死亡胎児の届出は、連邦の規定である身分登録法と身分登録法施行命令(以下、施行命令)で定められている。体重500g以上の死亡胎児を「死産児(Totgeburt)」、体重500g未満の死亡胎児を「流産児(Fehlgeburt)」と区分し、前者には身分登録法上の届出義務がある。後者にはその義務はなく身分登録できないが、親の希望により公的な証明書が発行される。なお、身分登録法上は「中絶児」という区分はなく、中絶児は死産児又は流産児に包摂される。

ドイツの「死産児」「流産児」の基準は、施行命令31条2項及び3項で定められているが、過去に何度か改正があった。1957年の施行命令では、身長35cm以上を「死産児」、それ以下を「流産児」としていた。1979年の改正により、体重1000g以上/未満がそれぞれ死産児/流産児となる。この基準が現行の体重500g以上/未満となるのは1994年からである。基準が変遷する理由は、胎児の母体外生存可能性にあわせるためであり、体重500gは妊娠週数ではおよそ24週前後にあたる。なお、体重以外の基準、すなわち母体からの分離後に心拍、臍帯の脈動、自然呼吸のいずれもない子どもという定義は、死産児、流産児に共通である。

死産児は、出生地、出生日時、性別、両親の氏名等が、「死産である」という備考とともに「出生簿」に登録される。これに加えて、親の希望により、死産児の氏名を登録できる(身分登録法21条2項)。つまり、親の希望によって死産児に命名した場合は、死産であるという備考が付くことを除けば、身分登録上は出生児と同様の扱いがなされる。このような扱いになるのは、1998年の身分登録法改正による。それ以前は、死産児は「死亡簿」に登録され、氏名を登録することも認められなかった。死産児の命名は、ドイツ以外でも認められる流れがある。スイスでは1995年の身分登録法の改正により、また、オーストリアでは1999年の身分登録法改正により、死産児の命名が可能になった。

流産児の取り扱いは、施行命令で定められている。2013年改正の施行命令31条3項により、身分登録はできないが、親の希望によって身分登録局に届出が可能になり、公的な証明書が発行される。証明書には、出生日、出生地、性別等とともに、氏名を記載する項目がある(ただし、親による流産児の届出は任意で、証明書は法的効力をもたない)。2013年の改正は、流産と死産を経験した1組の夫婦の請願に基づいている。その請願は、体重にかかわらず、すべての出生した子どもの身分登録を認める法改正を、連邦議会に求めるものであった(Barbara und Mario Martin, *Fest im Herzen lebt ihr weiter*, adeo Verlag, 2014)。

(3) 次の死亡胎児の埋葬について述べる。ドイツでは埋葬に関しては州法で定められている。死亡胎児に関して、埋葬法では主に次

の規定がある。

- ・親による死亡胎児の埋葬義務、埋葬権
- ・親によって埋葬されない死亡胎児の処分
のあり方
- ・死亡胎児の埋葬についての医療機関の説明
義務
- ・中絶児の取り扱い

ただし、すべての州にこれらの規定があるわけではなく、埋葬法の規定は、州によってかなりの差がある。ただし、ほぼすべての州で、体重又は妊娠期間による基準を設け、その基準を超える場合は、親による「埋葬義務」を課し、その基準に満たない場合は、親の希望による埋葬という「埋葬権」を認めている。

親による死亡胎児の埋葬義務、埋葬権

ドイツのほとんどの州は、妊娠期間ではなく胎児の体重を基準とする。ドイツの全 16 州のうち 8 州では、体重 500g 以上の場合に親に対して死亡胎児の埋葬義務を課し、体重 500g 未満の場合は、親に埋葬権（親の希望により埋葬することができる）を認める。他の 8 州のうち、5 州は体重 1000g 以上を埋葬義務とし、体重 1000g 未満を埋葬権とする。3 州（Hessen, Nordrhein-Westfalen, Bayern）はそれぞれ基準が異なる。このうち Hessen は唯一、妊娠期間のみを基準とし、妊娠 6 か月経過後は埋葬義務、妊娠 6 か月経過前は埋葬権とする（ただし、妊娠 6 か月を経過した胎児は、通常であれば体重 500g 程度であるため、500g 基準を採用する州に近い）。Nordrhein-Westfalen は、親には埋葬義務を課さず、すべての死亡胎児について親による埋葬権とする。

Bayern 州埋葬法は、体重 500g 以上を死産児、体重 500g 未満を流産児とし、死産児は死体と同様の埋葬義務があり、流産児には親による埋葬権を認める。さらに、流産児を埋葬することができない場合に、親が「墓地に安置しなければならない」と定める。ただし、親による墓地への安置ができない場合には、医療機関がその義務を負う。このように、Bayern は、すべての死亡胎児について親による何らかの埋葬義務がある。

親による埋葬権に関連して、親による死亡胎児の埋葬が可能であることを、医療機関が当該の親に対して説明することを義務づけている州もある。医療機関による説明義務を定めるのは、16 州のうち 9 州である。

親によって埋葬されない死亡胎児の処分のあり方

親が死亡胎児の埋葬を希望せず、埋葬権を行使しない場合の死亡胎児について、医療機関に埋葬義務を課す州は 16 州のうち 9 州ある。医療機関による埋葬は行われず、医療機関などに廃棄又は焼却を義務づける州は 5 州ある。残り 2 州は、埋葬されない死亡胎児についての規定がない。

埋葬法で研究利用について定める州もあ

る。もちろん、研究利用の具体的な指針を定めるものではなく、埋葬に関する限りのものである。埋葬されない死亡胎児の利用を、学術的目的に限るという規定をもつ州は、10 州あり、そのうち Baden-Württemberg と Bayern の 2 州は、親又は処分権者の同意と、研究利用後の埋葬を定めている。

中絶児についての規定

ドイツでは妊娠 12 週までは、法律で定められた相談を行うなどした場合に妊娠中絶が可能であるが、妊娠の継続により女性の生命に危険が及ぶなどの医学的適応がある場合は妊娠 12 週経過後の中絶も可能である。したがって、例えば医学的適応による後期中絶の場合は中絶児の体重が 500g を超えることがある。身分登録法の施行命令上は「中絶児」という区分はなく、中絶児は体重 500g を境として死産児又は流産児に包摂される。

しかし、各州の埋葬法では、死産児及び流産児とは別に中絶児の取り扱いが定められている場合が多い。中絶児の取り扱いが明文化されていない州は、Hessen のみである。この場合は、妊娠 6 か月経過後は親による埋葬義務、妊娠 6 か月経過前は親による埋葬権があり、親によって埋葬されない場合は医療機関によって埋葬されるという、死亡胎児一般の基準が適用されると考えられる。

Hessen を除く残り 15 州のうち、親又は医療機関による完全な埋葬義務 中絶児は何らかの仕方ですべて埋葬される を定める州は、5 州ある。親又は医療機関による部分的な埋葬義務 一定の基準を超える中絶児には埋葬義務を課し、基準に満たない場合は焼却又は廃棄される を定める州は、4 州ある。親による埋葬権のみ認め、埋葬義務がない州は、4 州ある。埋葬権及び埋葬義務ともに明文化せず、廃棄するよう定めている州は、Berlin と Brandenburg の 2 州である。両州とも中絶児は、1000g 未満の死産児及び流産児が埋葬されない場合と同様に、医療機関が廃棄するよう定めている。

(4) オーストリアでは、流産と死産の区別は、連邦法である助産師法で定められている。死産児は、体重が 500g 以上で死亡して生まれた胎児である。また、流産児は体重 500g 未満の胎児のことである。これはドイツと同様である。また、死産は管轄の役場への届出義務があるが、流産は届出義務はない（ただし、流産については、州の埋葬法により、役所への届出が義務づけられている場合もある）。

死亡胎児の埋葬は、各州で定められている。オーストリアは 9 州あるが、このうち 2 州は、死産児については死体と同様の埋葬義務を課し、流産児については埋葬権（親の希望による埋葬）を認めている。また、5 州は、流産児と死産児の両方ともに埋葬義務を課している。ただし、発生の時点から体重 500g に達するまでの流産児すべてを埋葬義務の

下におく場合、実効性に疑問が残るという指摘もある。残り2州は、流産児と死産児の死亡診断は義務づけられているが、埋葬のあり方については明確な規定はない。

死亡胎児の身分登録については、身分登録法で定められている。1983年の旧身分登録法では、死産児は死亡簿に記載されるとの規定があるが、当時は子どもの名前を記載することはできなかった。1999年の改正によって、親の希望によって死産児の名前を死亡簿に記載することができるようになった。この規定は、2013年に全面改正された身分登録法でも引き継がれている。

(5) 最後に残された問題及び今後の研究の展開について述べておきたい。今回の研究では、主にドイツ語圏を対象に調査した。ドイツ、オーストリアとも1990年代から身分登録法、埋葬法で死亡胎児の取り扱いの改正が行われてきたことが判明した。これは、死産・流産を経験した親による運動の成果であったが、周辺国でも同様の改正が行われている改正がある。そのため、まず他のヨーロッパ諸国における死亡胎児の身分登録、埋葬に関する規制を調査する必要がある。さらに、日本の近隣国(中国、韓国などのアジア圏)の状況の調査も行っていきたい。

また、死亡胎児の扱いは、死産・流産を経験した親のケアという観点からも重要であることがわかった。ペリネイタルロス・ケアの分野で議論されているため、この分野の専門家との意見の交換も必要である。ペリネイタルロス・ケアは、欧米から日本に入ってきており、日本でも研究や実践が進んでいる。死亡胎児の取り扱いを、生命の尊厳という倫理面だけで検討するのではなく、ケアという文脈から検討することで、より実質的な議論をすることができるだろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

(1) 森芳周、スイス生殖医療法の改正 着床前診断の容認、福井工業高等専門学校研究紀要、査読無、49、2015、211-216頁。

(2) 森芳周、ドイツにおける死亡胎児の処分のあり方、医学哲学医学倫理、査読有、33、2015、1-9頁。

(3) 森芳周、オーストリア各州における死亡胎児の埋葬に関する規制、福井工業高等専門学校研究紀要 人文・社会科学、査読無、48、2014、1-7頁。

<http://crf.flib.u-fukui.ac.jp/dspace/handle/10461/18851>

(4) 加藤太喜子、中絶胎児の利用同意を求める際の情報提供のあり方に関する考察、医学哲学医学倫理、査読有、31、2013、33-41頁。

〔学会発表〕(計1件)

森芳周、ドイツにおける死亡胎児の処分・埋葬に関する規制、日本医学哲学・倫理学会、2013年10月20日、大阪歯科大学。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

森 芳周 (MORI YOSHICHIKA)

福井工業高等専門学校・一般科目(人文系)・准教授

研究者番号：70367928

(2) 研究分担者

加藤 太喜子 (KATO TAKIKO)

岐阜医療科学大学・保健科学部・講師

研究者番号：10434523

(3) 連携研究者

玉井 真理子 (TAMAI MARIKO)

信州大学・医学部・准教授

研究者番号：80283274

(3) 連携研究者

清水 邦彦 (SHIMIZU KUNIHICO)

金沢大学・人間科学系・准教授

研究者番号：50313630